

○沖縄県警察職員の希望降任に関する訓令

(平成 17 年 9 月 26 日沖縄県警察本部訓令第 17 号)

改正 平成 29 年 9 月 11 日沖縄県警察本部訓令第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県警察の職員(以下「職員」という。)の勤務意欲の向上及び組織の活性化を図るため、職員からの申出による降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「降任」とは、職員を現に有する階級(同相当職を含む。)より下位の階級(同相当職を含む。)に任命することをいう。

(対象職員)

第 3 条 この訓令による降任の申出をすることができる職員は、警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する職員のうち、巡査部長以上の階級(同相当職を含む。)にある者(以下「対象職員」という。)とする。

(降任の申出)

第 4 条 対象職員で降任を希望するものは、所属長を経由して、本部長に対し降任の申出をすることができる。

2 前項の申出を行う職員は、降任申出書(様式第 1 号)を作成し、所属長に提出するものとする。

3 所属長は、対象職員から降任の申出があった場合には、当該対象職員と面接の上、当該降任を希望する理由その他必要な事項について調査し、当該職員が作成した降任申出書に意見書(様式第 2 号)を付して、警務部警務課長経由で警務部長に報告するものとする。

4 警務部長は、前項に規定する報告を受けた場合は、降任の申出に係る事実を確認し、その結果を本部長に報告するものとする。

5 本部長は、前項に規定する報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、警務部長又は警務部警務課長に対し、当該申出に関し必要な調査を指示するものとする。

(降任の決定)

第 5 条 本部長は、対象職員の申出の内容並びに前条第 3 項及び第 5 項の規定による調査の結果を勘案し、降任が相当であると認める場合は、当該対象職員の降任を決定するものとする。

(給料の取扱い)

第 6 条 前条の規定により降任をした対象職員の給料月額については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 10 号)の定めるところによるものとする。

(補則)

第 7 条 本部長は、この訓令に定めるもののほか、申出による降任の取扱いに関し必要な事項がある場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 11 日沖縄県警察本部訓令第 28 号)

の訓令は、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。